

6. 畜産物輸出特別支援事業

国内や輸出先国での輸出に係る諸課題の解決に向けて、和牛のモモ肉・バラ肉等の食べ方をシェフ等に習得させるための招へい活動、携行品（おみやげ）形態での輸出を拡大するための取組の実証、流通コスト低減のための牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実践的調査、海外でのプロモーション活動の強化等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体）

7. 木材製品輸出特別支援事業

日本産木材製品のブランド化に向けて、日本の加工技術を活かした輸出向けの木材製品仕様の作成、試作・改良等を支援するとともに、新たな輸出先国の開拓に向けて、台湾・ベトナムでの展示・PRによる販売促進活動や有望輸出先国における市場調査等を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等）

8. 水産物輸出促進緊急推進事業

水産物・水産加工品輸出拡大協議会の主導のもと、計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対する輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備、輸出先国のニーズ等に合わせた海外でのプロモーション活動の実施及び輸出重点品目であるホタテ、ナマコについて安定した生産量の確保を目的とした減産防止対策や効果的な資源の増大方法の実証等について支援します。

（委託費、補助率：定額、1／2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

- | | | |
|---------|---------------------------|----------------|
| 1の事業 | 政策統括官付農産企画課 | (03-6738-8964) |
| 2及び5のうち | 青果物輸送関係 生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 | (03-3502-5958) |
| 3の事業 | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | (03-6738-6162) |
| 4の事業 | 生産局地域対策官 | (03-6744-2117) |
| 5のうち | 資材関係 生産局技術普及課 | (03-6744-2107) |
| 6の事業 | 生産局食肉鶏卵課 | (03-3502-5989) |
| 7の事業 | 林野庁木材利用課 | (03-6744-2299) |
| 8の事業 | 水産庁加工流通課 | (03-3502-8427) |
| | 水産庁漁場資源課 | (03-3502-8486) |
| | 水産庁栽培養殖課 | (03-3501-3848) |



品目別輸出促進緊急対策事業

【平成28年度補正予算額 30億円】

輸出促進に向けた緊急対策

品目別輸出団体も活用し、オールジャパンの体制で輸出拡大に向けた取組を支援

コメ・コメ加工品輸出特別支援事業

《主な事業内容》

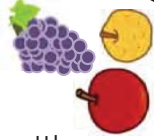
- 輸出に取り組む事業者が行う実証の取組支援
- 海外でのプロモーション活動の強化
- 国内における外国人向けPRの強化
- 海外規制への対応支援
- 米輸出拡大のための実践的な調査



青果物輸出特別支援事業

《主な事業内容》

- 植物検疫条件を満たすのに必要な機材の整備
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した防除暦の作成
- 低温貯蔵・輸送技術の実証



日本産花き輸出促進緊急対策事業

《主な事業内容》

- 輸出先国におけるプロモーション活動の強化
- いけばなイベントを活用した輸出促進
- 輸出向け包装資材のデザイン統一



茶輸出特別支援事業

《主な事業内容》

- 輸出環境調査、残留農薬分析
- 海外での日本茶プロモーション活動の強化
- 新たな抹茶加工技術の実証
- 輸出相手国における日本と同等の残留農薬基準の設定



畜産物輸出特別支援事業

《主な事業内容》

- 和牛のモモ肉・バラ肉等の食べ方を海外のシェフ等に習得させるための招へい活動
- 携行品(おみやげ)形態での輸出を拡大するための取組の実証
- 流通コスト低減のための牛乳製品の冷凍・輸送技術の実証的調査
- 海外でのプロモーション活動の強化



木材製品輸出特別支援事業

《主な事業内容》

- 日本の加工技術を活かした輸出向け木材製品の仕様作成、試作・改良
- 展示施設を拠点とした日本産木材製品の展示・PR
- 新たな有望輸出先国における市場調査



水産物輸出促進緊急推進事業

《主な事業内容》

- 輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備
- 海外でのプロモーション活動の実施
- ホタテやナマコの安定生産確保対策



農産物輸出コスト低減対策特別支援事業

《主な事業内容》

- 輸出相手国の規制に適合した低コスト防除体系や低コスト資材の活用技術の実証
- 輸出を目指す産地間等での農業機械のシェアリングの実証
- 輸出に取組む産地の低コスト生産技術や品質・規格の均一化の指導
- 輸出ストックポイントへの低コスト・安定輸送技術の導入に向けた共同集荷・配送システムの構築に必要な技術の実証
- 周年安定出荷体制の強化に向けたCA貯蔵等の先端貯蔵技術の実証

農畜産物輸出拡大施設整備事業

【10,000百万円】

対策のポイント

「攻めの農林水産業」を実現するため、輸出の拡大や高品質・高付加価値化に資する生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化を図るためには、農畜産物の輸出拡大や高品質・高付加価値化を更に発展させていくことが効果的です。
- ・このため、輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備等が必要です。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))
- 青果物・花きの輸出額を150%増(平成32年(対平成24年比))
(160億円(平成24年)→400億円(平成32年)) 等

<主な内容>

1. 輸出対応型施設等の整備

「攻めの農林水産業」の実現に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要となる輸出対応型の集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の整備を支援します。

2. 輸出促進に繋がる卸売市場の整備

生鮮食料品等の安定的な流通及び輸出促進を図るため、輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設や輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間事業者、農業者の組織する団体等 ）

（ お問い合わせ先：

1の事業 生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
2の事業 食料産業局食品流通課（03-6744-2059）

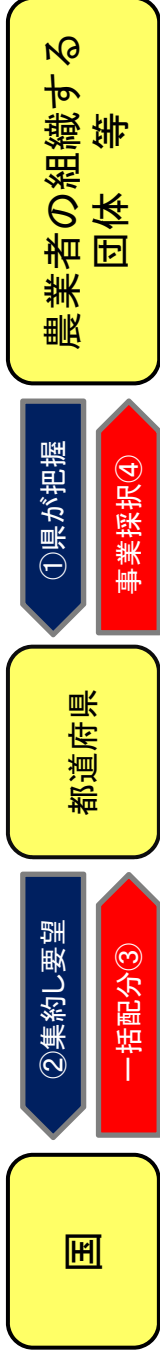
農畜産物輸出拡大施設整備事業

平成28年度補正予算額:10,000百万円

「攻めの農林水産業」を実現するため、輸出の拡大や高品質・高付加価値化に資する生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。

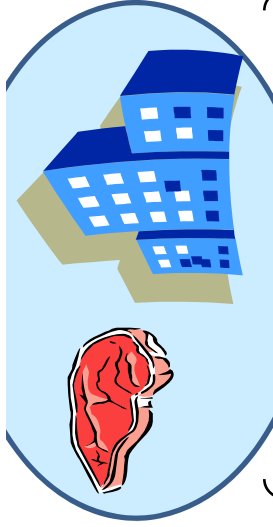
- ・補助対象 共同利用施設整備、卸売市場施設整備
- ・交付率 都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
- ・事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

・事業の流れ:



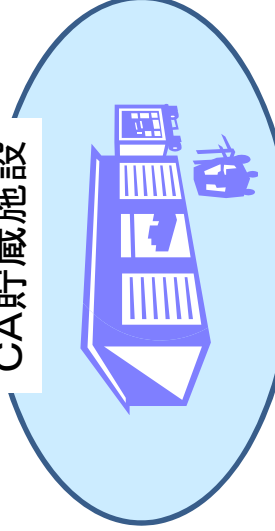
(施設例)

HACCP対応食肉施設



米国、EU等は牛肉施設についてHACCP対応を要求

CA貯蔵施設



輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築

コールドチェーン対応卸売市場施設



外気と遮断された温度管理可能な卸売市場施設とすることで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保

国産畜産物の輸出環境整備事業

【100百万円】

対策のポイント

輸出やインバウンド消費の拡大、国内の消費動向の変化に適切に対応するため、オリパラ東京大会の食料調達への対応も視野に入れつつ、日本版畜産GAPの策定及び生産者の取得を支援するとともに、認証農場で生産された畜産物を区分して流通するための環境を整えます。

<背景／課題>

- ・我が国畜産物は、品質や安全性については国際的にも一定の評価を得ているものの、生産段階における管理を一貫してカバーする認証の仕組みがなく、生産者の品質管理等の取組が外部からわかりづらいものとなっています。
- ・我が国畜産物の輸出を拡大するためには、生産構造を改革し、日本版畜産GAPを策定し、国際的に通用する水準の認証の取得に向けた取組等を推進する必要があります。

政策目標

我が国畜産物の輸出拡大に向け、日本版畜産GAP取得経営体数の増加及び国産畜産物に対する評価の向上

<主な内容>

1. 事業内容

我が国畜産物の生産構造を改革し、品質管理のさらなる底上げを図り、我が国畜産物の評価を高め、今後の輸出拡大につなげていくため、日本版畜産GAP（Good Agricultural Practice）による認証の仕組みを導入するとともに、付加価値のある畜産物として流通する環境の整備や今後のインバウンド消費も見据えたエコフィード認証を取得するための支援等を行います。

【補助率：定額】

[支援例]

- ・日本版畜産GAPの策定
- ・意欲のある生産者が日本版畜産GAP認証等を取得する際の支援
- ・GAP認証農場で生産された畜産物を区分して流通するための環境の構築
- ・エコフィード認証を取得するための取組への支援 等

2. 事業実施主体

民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2276）]

国産畜産物の輸出環境整備事業（新規）

- 我が国畜産物の輸出拡大に向けて、生産構造を改革し、日本版畜産GAPの策定、国際的に通用する水準の認証の取得に向けた取組等を支援する。

1 日本版畜産GAP策定の支援

畜産物に関するGAP策定を進めるとともに、検討委員会の開催、国内外の調査、情報収集や基準書作成などの取組を支援。

2 日本版畜産GAP認証等の取得支援

畜産物生産者による日本版畜産GAPやグローバルGAP等の取得を容易にするため、研修会を開催し、認証の取得を目指す生産者の取組を支援。

3 認証農場生産の畜産物流通対策

GAP等取得生産者の畜産物が区分される流通環境を整えるため、検討会の開催や分別生産流通管理などの取組を支援。

4 エコフイールド認証の取得支援

今後のインバウンド消費も見据えた、畜産物生産者によるエコフイールド認証の取得を容易にするため、検討会や講習会を開催し、認証の取得を目指す生産者の取組を支援。

国産畜産物に対する評価の向上による輸出機会の拡大

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (平成28年熊本地震)

【1, 400百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震の被害を受けた地域において、平場・中山間地域などにおける畜産クラスターの仕組みを活用した取組を支援します。

<背景/課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、畜舎等の施設、設備に加え、死亡牛も発生するなど大きな被害が発生しており、畜産経営に大きな影響を及ぼしています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

政策目標

熊本地震により被害を受けた地域において、地域ぐるみで復旧及び体質強化を進める取組を推進

<主な内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、以下の事業を支援します。

また、被災状況を踏まえ、施設整備に伴う被災施設の撤去費用も支援することともに、施設整備の上限事業費の柔軟な対応や家畜導入について購入方式も認めるといった特別措置を講じます。

1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入、倒壊畜舎の撤去を支援します。

2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援します。

補助率：1/2以内
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

強い農業づくり交付金 (平成28年熊本地震)

【1, 300百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震の被害を受けた産地に対し、共同利用施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、**集出荷貯蔵施設等**に大きな被害が発生しており、産地の農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農作物の出荷が円滑に行われるよう、共同利用施設の整備等の取組を支援する必要があります。

政策目標

被災産地における農業生産の回復を目指す
(農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること)

<主な内容>

被災産地の競争力強化

今般の熊本地震の被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用も支援するとともに、成果目標の緩和や交付決定前着工を認める等の特例措置を講じます。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 ）

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)]

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成28年熊本地震)

【2,000百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

<背景／課題>

平成28年熊本地震による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要があります。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

熊本地震による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援します。

1. 対象者

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2. 支援対象

平成28年4月14日以降の以下に掲げる取組とします。

- (1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去。

※ 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。

（補助率：1/2以内（4/10以内）、定額）
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148）]